

岩手県告示第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、盛岡市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

令和6年3月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1 種類 都市計画施設（道路）
- 2 名称 3・3・6号向中野安倍館線、3・3・8号盛岡駅内丸線、3・4・47号西見前赤林線、3・4・48号津志田西見前線、3・4・139号前潟線、8・6・13号向中野道明線